



# 金 沢 市 公 報

号外第7号の2

平成27年(2015年)3月13日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	● 教育委員会告示
●規 則		○昭和56年教育委員会告示第5号(金沢市立小 学校児童通学区域)の一部改正について
○金沢市消防団規則の一部を改正する規則 (消防総務課)	1	(教育総務課) 2
●告 示		○昭和56年教育委員会告示第5号(金沢市立中 学校生徒通学区域)の一部改正について
○平成8年告示第54号(民生委員協議会を組織 する区域について)の一部改正について (福祉総務課)	1	( " ) 3
○平成13年告示第59号(金沢市化製場等に関す る法律施行条例第6条第1項の規定による指 定区域について)の一部改正について (食肉衛生検査所)	2	●選挙管理委員会告示
○平成8年告示第47号(本市が設置する都市公 園の名称等について)の一部改正について (緑と花の課)	2	○昭和39年選挙管理委員会告示第18号(金沢市 選挙投票区)の一部改正について (選挙管理委員会)
		3
		○平成19年選挙管理委員会告示第111号(金沢 市農業委員会委員選挙投票区について)の一 部改正について ( " )
		3
		●公営企業管理規程
		○金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス 供給に関する規程の一部を改正する規程 (企業総務課)
		3

## 規 則

金沢市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成27年3月13日

金 沢 市 長 山 野 之 義

### ●金沢市規則第3号

金沢市消防団規則の一部を改正する規則  
金沢市消防団規則(平成3年規則第5号)の一部を次のように改正する。  
別表第1金沢市第三消防団の表大徳分団の項中「寺中町」を「寺中町 木曳野1丁目 木曳野2丁目 木曳野3丁目 木曳野4丁目」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成27年3月14日から施行する。

## 告 示

### ●金沢市告示第67号

平成8年告示第54号(民生委員協議会を組織する区域について)の一部を次のように改正し、平成27年3月14日から効力を有するものとします。

平成27年3月13日

金 沢 市 長 山 野 之 義

表大徳地区の項中「畝田東1丁目」を「畝田町、畝田東1丁目」に改め、「寺中町」の次に「木曳野1丁目、木曳野2丁目、木曳野3丁目、木曳野4丁目」を加え、「普正寺町鞍月1丁目」を「普正寺町、鞍月1丁目」に改める。

●金沢市告示第68号

平成13年告示第59号（金沢市化製場等に関する法律施行条例第6条第1項の規定による指定区域について）の一部を次のように改正し、平成27年3月14日から効力を有するものとします。

平成27年3月13日

金沢市長 山 野 之 義

指定区域中「木の新保7番丁」を「木の新保7番丁 木曳野1丁目 木曳野2丁目 木曳野3丁目 木曳野4丁目」に改める。

●金沢市告示第69号

平成8年告示第47号（本市が設置する都市公園の名称等について）の一部を次のように改正し、平成27年3月14日から効力を有するものとします。

平成27年3月13日

金沢市長 山 野 之 義

第1項の表中

399	きびきの南公園	金沢市寺中町28街区3番	平成19年 3月31日			を
399	きびきの南公園	金沢市木曳野1丁目59番	平成19年 3月31日	平成27年 3月14日		に、
409	きびきの中央公園	金沢市木曳野36街区	平成20年 4月1日			を
409	きびきの中央公園	金沢市木曳野3丁目30番	平成20年 4月1日	平成27年 3月14日		に、
422	きびきの西公園	金沢市木曳野10街区5	平成22年 3月31日			を
422	きびきの西公園	金沢市木曳野4丁目185番	平成22年 3月31日	平成27年 3月14日		に、
435	きびきの東公園	金沢市木曳野55街区7	平成22年 11月29日			を
435	きびきの東公園	金沢市木曳野3丁目176番	平成22年 11月29日	平成27年 3月14日		に

改める。

教 育 委 員 会 告 示

●金沢市教育委員会告示第6号

昭和56年教育委員会告示第5号（金沢市立小学校児童通学区域）の一部を次のように改正し、平成27年3月14日から効力を有するものとします。

平成27年3月13日

金沢市教育委員会委員長 田 邊 俊 治

表木曳野小学校の項中「無量寺5丁目」の次に「、木曳野1丁目、木曳野2丁目、木曳野3丁目、木曳野4丁目」を加える。

●金沢市教育委員会告示第7号

昭和56年教育委員会告示第6号（金沢市立中学校生徒通学区域）の一部を次のように改正し、平成27年3月14日から効力を有するものとします。

平成27年3月13日

金沢市教育委員会委員長 田 邊 俊 治

表金石中学校の項中「畝田西4丁目」の次に「、木曳野2丁目」を加え、同表大徳中学校の項中「畝田西4丁目」の次に「、木曳野2丁目」を加える。

## 選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第22号

昭和39年選挙管理委員会告示第18号（金沢市選挙投票区）の一部を次のように改正し、平成27年3月14日から効力を有するものとします。

平成27年3月13日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

表第48投票区の項中「無量寺1丁目から5丁目まで」の次に「、木曳野1丁目から4丁目まで」を加える。

●金沢市選挙管理委員会告示第23号

平成19年選挙管理委員会告示第111号（金沢市農業委員会委員選挙投票区について）の一部を次のように改正し、平成27年3月14日から効力を有するものとします。

平成27年3月13日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

表第3選挙区の部第17投票区の項中「無量寺5丁目」を「無量寺5丁目 木曳野1丁目 木曳野2丁目 木曳野3丁目 木曳野4丁目」に改める。

## 公営企業管理規程

金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年3月13日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

●金沢市公営企業管理規程第3号

金沢市水道給水条例施行細則及び金沢市ガス供給に関する規程の一部を改正する規程

（金沢市水道給水条例施行細則の一部改正）

第1条 金沢市水道給水条例施行細則（昭和29年公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「寺中町」を「寺中町 木曳野1丁目 木曳野2丁目 木曳野3丁目 木曳野4丁目」に改める。

（金沢市ガス供給に関する規程の一部改正）

第2条 金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「金沢大学総合移転用地」を「金沢大学の用地」に、「桂町」を「木曳野1丁目 木曳野2丁目 木曳野3丁目 木曳野4丁目 桂町」に改める。

附 則

この規程は、平成27年3月14日から施行する。

平成27年(2015年)3月13日 印刷  
平成27年(2015年)3月13日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄